

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 3 月 7 日（水） 午後 13 時 10 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（3 月 2 日）から付託された事件（議案 18 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 13 時 10 分 閉会 午後 13 時 37 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 3 月 7 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 18 件について、審査を行います。初めに、議案第 16 号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 地方公共団体において多様な行政ニーズに的確に対応できるように高度の専門性を備えた人材の活用等を図るため、その職務の内容に応じて任期を限って職員を任用できる制度の整備を目的として国は地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律を平成 14 年に制定したところです。地方公共団体がこの任期付職員を採用する場合には条例の定めが必要であることから今回条例を制定するものです。具体的には本市において防災の専門的な知識を有する外部の地域防災マネージャーを任期付職員として採用し、防災危機管理課に配置したいと考えております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 いくつかお尋ねします。目的はよく分かりました。それで、条例上どういうふうに理解しているのか分からないんですけど、まず条例の第 2 条ですけど、その任期付職員を、選考により任期を定めて採用することができると思いますね。選考というのは、これはいわゆる試験無しという、普通職員を採用する場合には選考とはたしか言いませんよね。なんていうんですかね。そのあたりも教えてほしいんですけどね。この選考というのはどういう決め方になるのかを説明願います。

坂野総務課長 エントリーシートという経歴や、職務をしていただくにあたって、思いとか経歴とか、これまでの実績とかそのようなものをまとめていただいたシートを参考にするのと、自分の思いを書いていた論文と言いますか、そのようなものを点数化しまして、あと面接によって点数を総合評価する方法を取っています。それを選考としております。

田村委員 普通一般職は 7 月とかに試験がありますよね。あれはなんていうんですかね。

坂野総務課長 あれは採用試験です。

田村委員 採用試験とは違うわけですよ。要するに試験は無いわけだ。

坂野総務課長 採用試験とは違いますが、一定の点数の線を引きますので、それに到達していなかったら採用はしないという格好になります。

田村委員 それで任期は、私の条例の見方が悪いんですけども 5 年以内ですか

ね。あってますね。今回の場合は何年というふうに想定をしているんですか。

坂野総務課長 5年以内を想定して、具体的に何年かというのはちょっと内部で調整中でございます。

田村委員 それとですね、これを決めるのは、その方を採用と決めるのは評価委員会的なもの、市長がおひとりで決めるということはおそらくないだろうと思うのでね。どういう組織で決めるのか。

坂野総務課長 書面の審査はですね、総務課の人事担当とあと総務部長までやります。それを点数化するのはそこまでの人員であって、面接につきましては副市長、あと総務部長、防災ということもありますので防災危機管理課長で行いました。

田村委員 行いました。もう済んでいるわけ。

坂野総務課長 はい。面接と選考まではしておりまして、実際採用できるかどうかというのは、当然この議決が必要なのでそのあたりをご本人にも伝えてあります。

田村委員 ということは、どういうキャリアを持っておられる方か、年齢とかね、そのあたりはここで公表、言えるんですかね。まだ言えないんですかね。

藤田企画総務部長 現在、防災危機管理課に防災専門員を1名、非常勤で配置しておるんですけど、今後防災危機の機能を高めたいということから、常勤での採用を目指して今回任期付採用の条例を提案しているところです。それでこの採用にあたりましては地域防災マネージャーという資格を有しているということで自衛隊の方にこういう求人みたいなものを出すことによって広報、手を上げていただいた方に対して、今回は1名でございましたけど、この方に対して選考の試験を実施いたしまして、市長と協議をして条例等が制定されれば任命することにしたところです。年齢的には50代の男性の元自衛官です。

田村委員 防災危機管理課の仕事としていっぱいありますよね。今までおられた方ではないんですか。その方を任期付の制度に合わせて採用する。今までおられた方とは全く違う方ですか。

坂野総務課長 はい。別の方でございます。

田村委員 そうするとその方に決まったとしてね、具体的な仕事の中身というのは決まっているわけですね。こういうことをきちっとしてほしいというかたちで言われているわけですか。

坂野総務課長 はい。市の業務の説明というのは面接の時にやりとりがありましてですね。このようなことがありますけどいかがでしょうかというような話をさせていただいたのと、どのような、今までのキャリアを生かして長門市のためにやっていただけるのかというのを確認をさせていただいております。

田村委員 わかりました。それでこの方を、部長に説明をいただいた中で公募

したけれども、その方お1人だったと。公募はどのようにしてやられたのですかね。たとえば道の駅の山本さんの時は全国公募というような形でやりましたよね。どういう形でやられたのか。

大賀人事係長 退職自衛官広島無料職業紹介所というところがございまして、そちらの方に求人票の方を提出するというので公募を行っております。

田村委員 退職自衛官というかたちで、自衛官が悪いというんじゃないですよ、そういうかたちで絞られたというのは何か理由があるんですか。防災だったらいろんな方の、消防関係もおられるだろうし、元自衛隊というかたちで絞られたというのは何か理由があるんですか。

藤田企画総務部長 大災害等が発生した場合、自衛隊との関係も重視したいと思いますし、それとこれまで元自衛官の方に非常勤で防災専門員として現在勤めていただいております。また消防署の方からも人材交流として、消防職員を防災危機管理課の方に来ていただいて仕事もしていただいております。なぜ自衛隊なのかということだと思ふんですけど、先ほど言いましたように、大規模な災害等が発生した場合等については自衛隊との円滑な関係を築きたいということと、それと自衛隊を退官される方については地域で防災行政に携わることということで、いろんな研修を受けられる方もおられます。そういった方をぜひ任期付職員として、採用したいということで今回は元自衛官あるいは今自衛隊におられる方に関して募集を行ったところです。

田村委員 最後にしますけども、今回おひとりということですよ。この条例はおひとりの方のためにとりあえず作らないと採用できないということで作られたけども、条例ができた以上はですね、今後そういうふうなケースは想定できるんですか。

藤田企画総務部長 現在他市におきましてもこの条例については制定されている自治体が非常に多くございます。その中で例えばある博覧会等イベントを行う時に、民間の能力の高い方を任期付で採用するとか、いろいろされています。それとか、あるいは専門員で例えば保育士で育児休業となった場合の代替要員としてこの制度を利用されている自治体も結構ありますので、そういった例も参考にしながら今後も任期付職員の採用条例に基づいて民間の方々等、職員として採用できるように、任期をつけて採用できるようなことがあればこの条例を使って選考ということになろうかと思います。

田村委員 今の答弁をお聞きしてちょっと確認ですけどね、広げた場合に、例えば保育士さんが足りないとか、看護師さんが足りないとか、いろいろありますよね。ひっ迫している事情は。広げられることはあるんですか。

藤田企画総務部長 あくまでも任期付きなんで、いわゆる足りないから採用してもが任期ありますので、例えば職員の代替えとして、病気等で出られない期

間とかあるいは育児休業等で出られない期間について、任期を定めて代替え職員として採用するという事はあろうかと思えます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第18号「長門市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 今回の条例改正は4月からの組織改編に伴い、長門市男女共同参画審議会の庶務について、これまでの企画政策課から新設する市民活動推進課に移管するため、所用の改正を行なうものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第21号「長門市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 現行の条例は現市長の任期であります平成31年11月26日までの間、市長にあつては50%、副市長にあつては40%、教育長にあつては30%を退職手当からそれぞれ減額することとしていますが、今回の改正は施行の日以降において、市長、副市長、教育長となったものにも期間中、平成31年11月26日までにあつては退職手当の減額を適用するように改正するものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第22号「長門市職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 国は概ね年ごとに官民の退職金の支給状況に関して人事院に調査を依頼し、人事院の調査結果と意見に基づいて国家公務員の退職手当の水準を見直しているところです。昨年4月、人事院が調査した結果によると国家公務員の退職手当が民間より平均78万1,000円上回っていたことからこの格

差を解消するため、国は関連法を改正したところです。今回の条例改正は国に準じて官民均衡を図るため、一律に乗じる率、いわゆる調整率、現行 100 分の 87 を 100 分の 83.7 に引き下げるもので、県内の他自治体におきましても本市と同様の内容で改正しようとしているところです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 23 号「長門市特別会計条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 今回の条例改正は電気通信事業特別会計について、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することから所要の改正を行なうものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 24 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中原消防長 議案第 24 号につきましては市長が提案説明で申し上げたほか、とくに補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 34 号「七重辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 交通条件等、諸条件に恵まれない地域の格差是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市内辺地のうち俵山地区の七重辺地について道路整備を促進し、住民の利便性向上を図るため、平成 30 年度から平成 32 年度までの総合整備計画を定めるものです。なお、市が策定する辺地の総合整備計画に基づいて実施する公共的施設整備については原則、充当率 100%で元利償還金の 80%が交付

税参入される辺地対策事業債を財源とすることができます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 この議案についてはまったく問題はないと思うんですけども、ちょっと関連してお聞きしたいんですけど、この辺地債を使って整備計画ですかね、長門市は辺地と公式に呼ばれる地域はいっぱいあると思うんですけど、この整備計画が策定されて、進んでいくというのはどのくらいの割合なんですかね。例えば市内に辺地が何か所あってそのうちのどのくらい整備計画が今できてますよ、残りがこれだけありますよというのは、数字が分かれば教えていただきたいと思います。

田中企画調整係長 長門市内で辺地該当地区になる地区は8地区8辺地ありまして、今回の七重と合わせまして計画を策定しておるのは油谷の東後畑辺地。この2つの計画のみです。東後畑辺地につきましても今年度末で計画は終了します。

田村委員 すると8つのうち今2つで、1つは今年。今年終わるやつはまた引き続きやっていくんだらうと思うけれども、残りの6つか5つですか。それは今後取り組むという計画はあるんですか。

田中企画調整係長 先ほど企画総務部長が申し上げましたとおり、この計画を策定しますと、辺地対策事業債を借り入れできますことから、事業があつて、はじめて計画を立てる事業計画のようなものでありまして、今事業が計画されているのはこの七重のみなので、他の辺地で計画を予定しているところは今のところありません。

田村委員 もうひとつ。事業を計画するというのは、計画主体は市なわけ。市が今年やろうとか来年やろうとか、市が判断すればその事業計画ができ、それに基づいて制度として申請できると。こういうやり方ですか。その市の意思が今後どうなっているんですかということかたちですね。

伊藤企画政策課長 過疎債と一緒に、過疎対策整備計画がありましてそれに対して事業をやれば過疎債が借りられます。それと同じように市の方で辺地の地域に対して部長も申し上げましたけども、道路を造りましょうとか、公園を造りましょうとかいろいろ事業があるかと思うんですけども、そういう場合には辺地事業債が適用できるということになっています。ですので、市の方が計画を立てて事業を進めれば借り入れができるということになります。

田村委員 私の質問が悪かったのかもしれませんが、その市が事業を立てて、計画を立ててやれば、そして申請すれば100%ではないでしょうけど下りる。その市のほうの計画は、まだ残っている5つか6つの地区については計画的にあるんですかということですか。残っている部分のここを今度やらんやいけん

なとか、地元の声を聞いてどういう計画にするか決めようとか、そういうふうな計画は、段取りと言いますかね、それはありますかと言っています。

田中企画調整係長 現時点ではありません。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります採決します。議案第 34 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは明 8 日、予算決算常任委員会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労様でした。

— 延会 13 : 37 —